

時間外及び休日労働に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普大間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定に基づき法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日労働について、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 本法人は、次の各号のいずれか（診療を行わない教員については第4号、第6号及び第7号、診療を行う教員については第2号、第4号、第6号及び第7号）に該当するときは、国立大学法人琉球大学医学部・病院職員就業規則（平成16年4月1日制定）第36条、国立大学法人琉球大学医学部・病院非常勤職員就業規則（平成17年5月25日制定）第22条の規定に基づき、職員の健康及び仕事と生活の調和を十分に配慮した上で、時間外労働及び休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 本法人の事業に係る業務を早急に処理するため、やむを得ないとき
- (2) 病院での医療業務を処理するに当たってやむを得ないとき
- (3) 予算、決算、人事異動、入学、卒業、履修認定で業務が集中し、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (4) 入学試験、職員採用試験、大学説明会、大学祭、臨時の講義及び公開講座の業務でやむを得ないとき
- (5) 臨時の業務を行うため、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (6) 暴風・災害時その他避けられない事由により緊急に必要が生じたとき
- (7) その他前各号に準ずる場合で、本法人の業務運営上、特に時間外労働及び休日労働の必要が生じたとき

2 学長は、職員に時間外・休日労働を可能な限り行わせないように努め、その実態について絶えず点検をする。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 事務系の所掌業務 | 594人 |
| (2) 医療技術系の所掌業務 | 220人 |
| (3) 看護系の所掌業務 | 725人 |
| (4) 医師（大学教員であるものを含む）業務 | 414人 |
| (5) 歯科医師（大学教員であるものを除く）業務 | 20人 |
| (6) 大学教員（医師以外）の所掌業務 | 90人 |

（時間外労働時間数）

第3条 時間外労働（法定休日以外の休日に労働した場合を含む。）の限度は、次のとおりとする。ただし、法定休日以外の休日に労働した場合の1日の限度時間については、所定労働時間相当時間の7時間45分を加算した時間とする。

1日	4時間
1ヶ月（起算日：毎月1日）	45時間
1年（起算日：令和7年4月1日）	360時間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の時間外労働時間数に係る限度時間については以下のとおり規定する。

(1) 情報システムトラブルの対応等中断できない業務が生じたときや、欠員の補充がなされない場合の対応、入学試験、決算期経理事務、人事関係業務等で臨時に業務が集中し、又は試験の日程等の理由により、本法人の業務運営に支障をきたすときは、職員（医師を除く。以下、この項において同じ。）に業務の緊急性を事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

1日 6時間

1ヶ月 60時間（6回以内）

1年 540時間（起算日：令和7年4月1日）

(2) 医療技術系職員のうち臨床工学技士については月80時間（6回以内）、年720時間（起算日：令和7年4月1日）とする。

(3) A水準及び連携B水準の医師については、1日7時間、月120時間（10回以内）、年960時間（起算日：令和7年4月1日）とする。ただし、月100時間を超えることができるものは、医療事故対応等やむを得ない場合に限るものとする。

(4) 前項（医師に関する部分を除く。）に規定する時間外労働の限度を超えて労働する場合においても、月100時間未満、かつ、2ヶ月ないし6ヶ月のそれぞれの期間における時間外労働及び休日労働の1ヶ月あたりの平均時間は80時間以内とする。

（健康確保措置）

第4条 前条第1項に規定する1ヶ月についての時間外労働の限度時間を超えた職員には、産業医による面接指導を実施する。

（休日労働）

第5条 労働させることができる休日（法定休日に限る。）は、1ヶ月のうち2日とする。

2 当日の労働時間は、午前7時30分から午後6時15分までの間で、かつ、職員の所定労働時間内とする。

3 前項の労働時間については、所定労働時間前後に試験の日程が組まれたときやトラブルの対応等で中断できない業務が生じた場合等業務運営上やむを得ない事由が生じた場合に変更することがある。

（年少者の時間外労働・休日労働）

第6条 前5条の規定にかかわらず、満18歳未満の者については、労働基準法第60条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働を行わせない。

（協定に定めない事項）

第7条 この協定に定めない事項が起こった場合、その都度代表者と協議の上決定する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

令和7年 3月 28日

国立大学法人琉球大学

西普天間事業場過半数代表者氏名

支仁屋宗耶



国立大学法人琉球大学長

西 田 瞳

瞳

印



時間外労働
休日労働

様式第9号の5（第70条関係）

事業の種類		事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
教育・研究・診療業		国立大学法人琉球大学（西普天間事業場）	(〒 901-2720) 宜野湾市喜友名 1076 番地 (電話番号：098-894-1301)		令和7年4月1日～ 令和8年3月31日		
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由 試験（入試含む）及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療予算、決算、試験（入試含む）、異動、事務系（総務、会計、教員採用、入学、卒業、公開講座、大務厚生、施設、図書、医療、医療事務、大学説明会、大学祭、医療事務	業務の種類 医師 医療技術系職員 試験（入試含む）、医療	労働者数 (満18歳 以上の者) 720 535 253 720	所定労働時間 (1日) (注意) 7.75時間 7.75時間 7.75時間 7.75時間	法定労働時間を超える時間数 (注意) 4時間 4時間 4時間 4時間	法定労働時間を超える時間数 (注意) 1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (注意) 45時間 45時間 45時間 45時間	法定労働時間を超える時間数 (注意) 1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (注意) 360時間 360時間 360時間 360時間
							法定労働時間を超える時間数 (注意) 1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (注意) 360時間 360時間 360時間 360時間
							法定労働時間を超える時間数 (注意) 1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 法定労働時間を超える時間数 (注意) 360時間 360時間 360時間 360時間
時間外労働 ② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的な事由 試験（入試含む）及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療予算、決算、試験（入試含む）、異動、職員採用、入学、卒業、公開講座、大学説明会、大学祭、医療事務	業務の種類 医師 事務系（総務、会計、施設、図書、医療）	労働者数 (満18歳 以上の者) 720 535	所定休日 (注意) 土日祝日年末年始 土日祝日、年末年始	法定休日 の日数 月2日 月2日	法定休日 の日数 月2日 月2日	
						法定休日 の日数 月2日 月2日	
休日労働	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月まで平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。						
<p>【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年にについて100時間未満でなければならず、かつ1年に1箇月に100時間未満でない場合は、1箇月に100時間未満でなければならぬこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。</p>							
<p><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p style="text-align: center;">-7.3.28</p> <p>監査</p>							
<p><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>							

時間外労働
休日労働

に関する協定届

様式第9号の5(第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
教育・研究・診療業		国立大学法人琉球大学(西普天間事業場)		(〒901-2720) 宜野湾市喜友名1076番地 (電話番号: 098-894-1301)		令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	
時間外労働	② 下記②に該当しない労働者	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日)(注意)	1日	延長することができる時間数	
		時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由		法定労働時間を超過する時間数 (注意)	法定労働時間を超過する時間数 (注意)	法定労働時間を超過する時間数 (注意)	法定労働時間を超過する時間数 (注意)
試験(入試含む)及び臨時の講義、公教員(教育・研究)		9 6	7.75時間	4時間	-	45時間	-
開講座、太学説明会、大学祭、医療							
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (注意)	所定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	医療	医療技術系職員	253	土日祝日年末年始	法定期休日のうち月2回	始業午前7時30分 終業午後6時15分	
試験(入試含む)、医療		歯科医師、看護系職員	720	土日祝日、年末年始	月2日	始業午前7時30分 終業午後6時15分	
上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く。)。							
<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) 【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年にについて960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定期に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の診療所に派遣された医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,800時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、直接指導を実施し、直接指導を実施する医師について、面接指導を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)。							
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)							

時間外労働
休日労働

に関する協定届

様式第9号の5 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		協定の有効期間			
教育・研究・診療業		国立大学法人琉球大学（西普天間事業場）		<p>(平 901-2720) 宜野湾市喜友名 1076番地 (電話番号: 098-894-1301)</p> <p>令和7年4月1日～ 令和8年3月31日</p>			
時間外労働	休日労働	時間外労働をさせることができる時間数	事業の所在地 (電話番号)				
				1日	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)
③ 下記②に該当しない労働者	必要のある具体的な事由	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)		
		1日	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)		
② 1年単位の変形労働時間制による労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)		
		法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)		
休日労働	試験(入試含む)及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)	法定労働時間を超える時間数 (注意)		
		法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)	法定労働時間 (1日) (注意)		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間を超過ならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に從事する医師は除く。)。

(チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は専修B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならぬこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健診指導のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)。

(チェックボックスに要チェック)

様式第9号の5（第70条関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせざる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄に入れたつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。
- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日にについての延長することができる限度と異なる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数にについても協定する場合には、所定労働時間を併せて記入することができる。
- (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとにについての延長することができるとなる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合にはにおいては、所定労働時間を超えて記入する時間数を併せて記入することができる。
- (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内においては、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数についても協定する。
- 4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に從事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月以上となった場合、及び2箇月から6箇月までの間の懲役又は30万円以下の罰金となることに留意すること。また、医業に從事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月以上となった場合（労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十九条の規定により定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること）。
- 5 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

- 6 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休日又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
7 「労働させることができる法定休日ににおける始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 8 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」どは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- (2) 「医業に從事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に從事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 「A水準医療機関」とは病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護老人保健施設（介護老人保健施設をいう。）のうち医療法に基づく次)のいずれの指定も受けないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第115条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。
- 10 上記8(2)に関して、チェックボックスに係る記載中の面接指導及び健診確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一條第二項の厚生労働省令で定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。
- 11 協定においては、労働者の過半数で組織する労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理的地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 12 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 13 本様式で記入前部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えないと。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務と区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄にはは該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有效期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有效期間を括弧書きすること。

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

(①)について 720 時間以内(時間外労働のみの時間数)、②・④については 360 時間以内、③・⑤については 1,860 時間以内(②・⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)										
1年 (任意)		1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。ただし、②・⑤において、面接指導実施し、健保権保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)		1年 令和7年4月1日		起算日 (年月日)		延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数(任意)		
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類 労働者数 (満18歳以上の者)		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数(任意)		限度時間を超えることができる時間数 法定労働時間と休日の時間数と休日えた労働時間に係る割増賃金率(任意)		限度時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数(任意)		
情報システムトラブル対応等中断できない業務		事務系 事務系、医療技術系職員、教員		5回 6時間 6回		6回 60時間 6回		5回 540時間 6回		
① (下記②-⑤以外の者)	欠員補充ができない場合への対応		6時間 6回		6回 60時間 6回		6回 540時間 6回		6回 540時間 6回	
	試験(入試含む)、決算期、人事異動等で臨時に業務が集中する場合		6時間 6回		6回 60時間 6回		6回 540時間 6回		6回 540時間 6回	
② A水準医療機関で勤務する医師		事務系、医療技術系職員、教員 試験(入試含む)及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療セミナー、大学説明会、大学祭、医療セミナー		7時間 10回 120時間		7時間 10回 120時間		7時間 10回 120時間		
③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師										
④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師		・試験(入試含む)及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療技術体操実施、急患の患者の搬送、高難度医療に係る急部に所属する医師		7時間 10回 120時間		7時間 10回 120時間		7時間 10回 120時間		
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師										

限度時間を超えて労働させる場合における手続	職員に業務の緊急性を事前に通知		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健診及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③	(具体的な内容) 対象労働者による医師による面接指導の実施	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満ではなればならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に從事する医師は除く。）。			<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
【医業に從事する医師】			
上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年にについて960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定期間に係る業務に從事する医師又は診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。	(該当する番号) ②	(具体的な内容) C水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
(③～⑤の場合、都道府県知事がB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。	(該当する番号) ③～⑤	(具体的な内容) 協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積が認められること（②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない。）また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。	(該当する番号) ⑥	(具体的な内容) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)
(③～⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を越えることが見込まれる者に対して、勤務時間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)			
協定の成立年月日	令和7年 3月28日		
協定の当事者（労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 安仁屋 宗耶）	職名 診療放射線技師		
協定の当事者（労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合）の選出方法（投票）			
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)			
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者なく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)			
使用者 氏名 西田 隆	職名 国立大学法人筑波大学長		
沖鶴 労働基準監督署長			

令和7年 3月28日

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

			1年	(①については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、②・④については960時間以内、③・⑤については1,860時間以内(②・⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)
			1箇月	(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。ただし、②・③について、面接指導を実施し、健診確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)
		1日 (任意)	1年 起算日 (年月日) 令和7年4月1日	(①については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、②・④については960時間以内、③・⑤については1,860時間以内(②・⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)
	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数 法定労働時間を超えた労働時間(休日労働を含む)と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超えた労働時間(休日労働を含む)と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数(休日労働を含む)と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)
試験(入試含む)、医療のため臨時に業務が集中する場合	歯科医師、看護系職員	720 6時間	6回 6時間	540時間 — 25%
① (下記②⑤以外の者) ② (下記以外の者)	医療のため臨時に業務が集中する場 合	225 6時間 (下記以外)	6回 6時間	540時間 — 25%
③ (下記以外の者)	医療のため臨時に業務が集中する場 合	28 6時間 (臨床工学技士)	6回 80時間	720時間 — 25%
A水準医療機関 で勤務する医師				
B水準医療機関 で対象業務に從事する医師				
C水準医療機関 で対象業務に從事する医師				

限度時間を越えて労働させる場合における手続	職員に業務の緊急性を事前に通知					
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健診及び 福利を確保するための措置	(該当する番号) ①、③	(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 対象労働者に9時間（又は18時間）の勤務間インターバルを設定	<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でない限りは、かつ2箇月から6箇月までを平均して30時間を超えないこと（医業に従事する医師は除く。）。			<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)			
【医業に従事する医師】						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年にについて960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師（当該指定に係る所産に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、直接指導を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差支えない。）。						
③一⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。						
協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。						
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に被労者の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと（②で被労者の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない。）。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。						
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。						
④・⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超える者が見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)						
協定の成立年月日	令和7年3月28日					
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名 謹啓放針鍼灸師 安仁屋 宗耶						
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票）						
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働者の過半数を代表する者であることを 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を明らかにして実施されることを明確にすること。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)						
上記により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)						
令和7年 3月28日						
使用者 職名 国立大学法人瑞穂大学長 氏名 西田 隆						
沖縄 労働基準監督署長 氏名 西田 隆						

